第6章

民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組



雪の白川郷

第1節 民間協力者の活動の促進等

第2節 広報・啓発活動の推進等

第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

第1節 民間協力者の活動の促進等

1 民間ボランティアの確保

(1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察は、2020年（令和２年）４月現在、少年警察ボランティアとして、少年補導員約５万人、少年警察協助員約230人及び少年指導委員約6,400人を委嘱しているほか、同年３月現在、大学生ボランティア約7,000人が全国で活動している。地域住民等の間にこれらのボランティアの支援活動等に協力する気持ちを醸成するため、新聞・テレビを始め、警察のウェブサイトや広報誌（紙）等を通じて、活動に関する広報を行っている。

法務省は、“社会を明るくする運動”（【施策番号101】参照）の広報・啓発行事や、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス（法務省（https://twitter.com/MOJ_HOUMU）、法務省保護局（https://twitter.com/MOJ_HOGO、https://www.instagram.com/moj_kouseihogo/））を通じて更生保護ボランティア（コラム８参照）の活動を紹介したり、啓発資材を作成・配布したりすることによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

2019年（令和元年）７月に東京都内で開催した第69回“社会を明るくする運動”中央広報・啓発行事「立ち直りフェスティバル」においては、著名人と保護司やBBS会員によるトークショーを行ったほか、全国各地で若年層を含む幅広い年齢層を対象とする広報活動を行った。

また、2019年５月、総務省及び法務省は、連名により、地方公共団体に対し、保護司の人材確保等の保護司活動に対する一層の理解と協力について依頼を行った。

(2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、2016年度（平成28年度）から、保護司活動インターンシップ制度を導入している。この制度は、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する人等に保護司活動を体験する機会を提供することにより、地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的としている。

2019年度（令和元年度）も、地域の実情に応じたインターンシップを実施し、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動等への参加をきっかけに、保護司活動等について理解が深まり、実際の保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られたことから、引き続き同制度を続けていくこととしている。

(3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

保護司候補者検討協議会は、保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置する協議会である。同協議会は、保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

法務省は、保護司会と協力し、同協議会において保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握した人を協議会委員として選定したり、特に保護司が必要な区域を対象に同協議会を開催したりするなどの取組を行っている。また、地方再犯防止推進計画の策定に向けた地方公共団体に対する働き掛けなどの機会を通じ、地方公共団体に対して、保

護司活動の意義についてより一層の理解と協力を要請している。

また、2019年（平成31年）３月に法務省と保護司の全国組織である更生保護法人全国保護司連盟が共同して策定した「保護司の安定的確保に関する基本的指針（改訂版）」（**資6-90-1**参照）においても、保護司活動インターンシップ（【施策番号89】参照）や同協議会を積極的に運用することとしているほか、2019年度（令和元年度）は、保護司適任者の確保に関し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野の国民に対して保護司活動等について効果的に訴求する方策について調査研究を実施し、調査結果を取りまとめたマニュアルを作成した（**資6-90-2**参照）。

さらに、2020年（令和２年）２月に法務省と更生保護法人全国保護司連盟が共同で「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」を行い、更生保護官署と保護司組織がより緊密に連携し、保護司の適任者確保に向けた取組を緊急的かつ強力に推進することとした。

資6-90-1　保護司の安定的確保に関する基本的指針（改訂版）の概要

保護司の安定的確保に関する基本的指針【改訂版】（平成３１年３月）の概要

背景・経緯	○ 平成26年3月に法務省保護局と全国保護司連盟が共同し，「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を策定 ○ 指針策定を受け，国，保護司組織において各種の取組を推進 ○ 一方，指針策定後も保護司の減少傾向や高齢化は改善されず ○ 指針策定後の取組状況を検証し，保護司組織と共同して平成31年3月に指針を改訂

保護司の安定的確保のための主な方策

適任者の確保	**○ 保護司適任者の確保** ・ 保護司候補者検討協議会の効果的な運用や関係機関等への組織的な協力依頼 ・ 保護司適任者に関する人材情報の提供を含めた地方公共団体との協力の推進 ・ 保護司活動インターンシップの効果的な運用と実施に対する必要な支援　　等 **○ 保護司活動の広報啓発** ・ 多様な媒体を活用した積極的かつ戦略的な情報発信　等
保護司の定着	**○ 経験年数の少ない保護司に対する支援** ・ 更生保護サポートセンターの効果的な活用 ・ 複数担当制の積極的な活用　　等 **○ 保護司の個々の事情に応じた適正な活動量及び活動内容等への配慮** ・ 就業等様々な事情に応じた活動内容の配慮　等 **○ 効果的かつ効率的な保護司活動のための取組** ・ 保護司会運営の中心となる保護司や保護観察官の育成　等
意欲の尊重	**○ 保護司の活動意欲の尊重** ・ 長く保護司活動に従事した人たち等の活動環境の整備についての検討　等

出典：法務省資料による。

資6-90-2 「保護司の安定的な確保」のためのマニュアルの概要

「保護司の安定的な確保」のためのマニュアル

法務省において、民間のコンサルティング会社と連携し、保護司会が保護司の適任者を安定的に確保するための効果的な方法をまとめたもの。

主な内容

1　保護司会からのヒアリングや国民へのアンケート調査の結果から、保護司の担い手の探し方や広報の仕方を紹介するとともに、保護司確保に向けた効果的な活動のためのヒントを紹介している。

2　保護司になれる人の特徴を次の４つに分類し、その特徴に応じた効果的なアプローチ方法を示している。

（１）今すぐ保護司になれる人

保護司になるための方法を明確にして、**自ら手を挙げやすいように働き掛ける**ことが効果的。例えば、他のボランティア活動や地域活動を通じた働き掛けが有効である。

（２）一部の活動であれば保護司になれる人

一部の活動（処遇活動／研修や会合への参加／街頭や小中学校での広報活動）を希望しているため、**活動のバランスについて相談できること**をアピールすると効果的

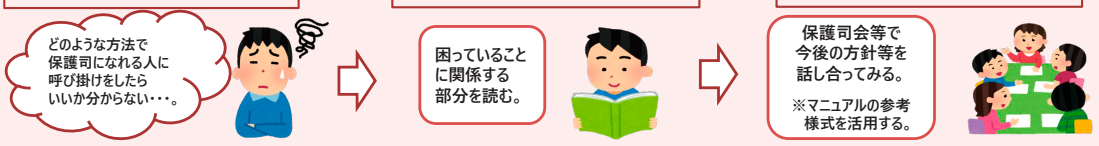
（３）ためらう理由が解消されると保護司になれる人

処遇活動を複数担当制で行ったり、経験年数が少ない保護司が相談しやすいような環境を作ったりと、**支援体制を手厚くすること**が効果的

（４）将来的に保護司になれる人

仕事と両立できるよう**一部の活動に比重を置いた保護司活動を認める、活動時間を選択できる**ようにすることが効果的

活用方法



出典：法務省資料による。

2 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

(1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている（【施策番号60、78、88】参照）。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

(2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性をいかして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。また、保護観察所は、各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（2020年（令和２年）４月現在、全国で67事業者）と連携し、同事業者が行う保護司等の更生保護ボランティアの円滑な活動を支えるための助成、研修等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動等を推進している（コラム８参照）。

2014年度（平成26年度）から、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及びBBS会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義及びグループワークを行うことなどを主な内容とする三団体合同の研修も各地において行っており、同研修がきっかけとなって“社会を明るくする運動”における広報啓発活動等で具体的な連携が進むなど、効果を上げている。

また、保護司の複数担当制（保護観察事件や生活環境調整事件について、１件の事件につき複数の保護司が事件担当として指名されるもの）（【施策番号98】参照）や地域処遇会議（複数の保護司が集まり、処遇や地域活動に関して情報の交換や共有を行うための会議や打合せ会）等、保護司相互の相談・研修機能を促進する制度を導入しているほか、保護司会が関係機関との連携を更に促進し広報啓発活動をより充実して行うことができるよう、引き続き、保護司及び保護司会活動への支援の充実を図っている。

さらに、2019年度（令和元年度）においては、2018年度（平成30年度）に引き続き、法務省保護局、北海道沼田町及び特定非営利活動法人日本BBS連盟の共催により、沼田町就業支援センター※1（資6-92-1参照）において、BBS会員が同センターの入所少年と農業実習等を体験するプロジェクトを実施するなど、BBS活動の更なる充実を図るための支援を行った。

資6-92-1　沼田町就業支援センターの概要



出典：法務省資料による。

(3) 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

更生保護サポートセンター（資6-93-1参照）は、保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。多くの更生保護サポートセンターでは、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるよう面接室も備えているほか、同センターは、保護司会活動の活発化や地域のネットワークの構築の拠点としても機能している。

※1　沼田町就業支援センター
2007年（平成19年）に北海道雨竜郡沼田町に開所した、旭川保護観察所沼田駐在官事務所に付設する宿泊施設に少年院を仮退院となった少年等を宿泊させて保護観察を実施するとともに、沼田町が設置運営する農業実習施設において、専門指導員の下で農業に関する訓練を実施することにより、農業を中心とした就業、自立を促進し、改善更生を図ることを目的とする施設。

法務省は、2008年度（平成20年度）から、地方公共団体等と連携して同センターの整備を行い、2019年度（令和元年度）末までに全国の保護司会に整備した。

資6-93-1 更生保護サポートセンターの概要



出典：法務省資料による。

Column 8

再犯防止を支える民間協力者の方々

矯正施設や更生保護の分野で活動している民間協力者の方々に、その取組について伺いました。

1　篤志面接委員※2

東日本成人矯正医療センター　谷合　典子さん

Q：篤志面接委員になったきっかけを教えてください。

A：知り合いの八王子医療刑務所（現在は東日本成人矯正医療センター）職員の御家族から、「受刑者に茶道を教えてくださいませんか。」と要請があったのが始まりです。

Q：篤志面接委員のやりがいを教えてください。

A：茶道の初歩、歩き方、挨拶の仕方から始まり、参加者全員が何度も自分が納得するまで稽古をする態度に、私自身、身の引き締まる思いがします。月に１度の指導ですが、前回のことをよく覚えていて、進度の進み方に興味を持つ前向きな姿勢に打たれ、宿題を出すようになりました。参加者は、確実に技が進んでいき、現在はおてまえもできるようになりました。練習を重ねていくうちに固い表情が穏やかな表情になり、笑顔が見られることもあり、うれしくなります。世の中に出ても、礼儀的な所作が一つでも出てくれればと願っています。

Q：指導等を行う際に心掛けていることを教えてください。

A：まず、「あなたはいつ頃、茶の稽古をしたいと思いましたか。」という問いかけを行い、参加者との出会いを作ります。その後、てまえに入る前に、流派のこと、現代の表千家（おもてせんけ）の宗匠はどなたか、流派の違いなどを話します。そして、この会では、①健康であること、②一緒に会に入る人との和を持つこと、③参加させていただいた施設の担当者に感謝することを話します。最後に、てまえが上達したら、世の中に出てから、ここで稽古したことが一つでも生かされるようにしてほしいと結びます。



茶道の指導の様子【写真提供：東日本成人矯正医療センター】

　また、茶道のてまえだけでなく部屋に掛けられた軸の説明、生けられた花の説明をし、自然の美しさを味わわせるようにしています。

2　教誨師※3

広島刑務所　小林　克哉さん

Q：教誨師になったきっかけを教えてください。

A：私が十代の頃、教会に通って来るようになった暴力団の人が信仰を持ち、人生を変えられ更生するのを目の当たりにしました。その後、牧師になった私に「過去の自分のように救いを求めている者はいる、力になって欲しい。」と言われ、心に留めていました。先輩の教誨師からお誘いがあった時、これは神の御命令とお受けしました。

※2　篤志面接委員
【施策番号98】参照。
※3　教誨師
【施策番号98】参照。

Q：教誨師のやりがいを教えてください。

A：やりがいについて考えたことはありませんでした。ただ目の前にいる被収容者に真剣に向き合うだけで精一杯です。人生をやり直したいと願う人への特効薬があるわけではありません。それでも、教誨を受けた人の顔つきや心、考え方が変わっていくのを見ると、良かったなぁと思います。「これまでは感情の赴くままだった。」、「その場さえ良ければ、の生き方だった。」などと自らを振り返る被収容者が、「今は少し変わってきたと思います。」と言うことがあります。

それまでの人生で出会うことのなかった愛や許しなどの価値を受け入れることで悔い改め、その人にとって今までなかった芯のようなものができてきたと感じることがあります。

出所後も持ち続けることができるものであるなら、同じ過ちを犯さないで生きて行くために意味があるに違いないと思うと、少しは自分もお役に立てているのかもしれないと感じます。



教誨の様子【写真提供：広島刑務所】

Q：教誨を行う際に心掛けていることを教えてください。

A：被収容者の方の話をできる限り真剣によく聞くことから始めることにしています。被収容者と向き合うとき、一人の人間と一人の人間として向き合うこと、神から命を与えられている大切な人として接することを心掛けています。

「先生の前では安心して、本当の自分でいられます。」とか、「先生は一人の人間として自分に接してくれる。」と言う人がいます。教誨師はその人にとって数回しか会うことがない存在かもしれませんが、一人の人間として自分と向き合ってくれた人がいたという経験をしてもらえたらと思います。尊い一人の人格として愛され接せられる経験がない者が、どうして誰かを尊い一人の人格ある存在として愛し接することができるだろうか、と思うからです。そのような経験なしに過ちの深さに気付くことも難しいのかもしれません。

教誨が、人生をやり直す一つの出会いになればと願っています。

3　矯正施設で活動するその他の民間協力者

ダンサー・俳優　甲田　真理さん

Q：少年院での活動を始めることになったきっかけを教えてください。

A：米国を中心にダンサーや俳優業をしており長年エンタメ業界におりましたが、御縁がありアジア、ヨーロッパ、南米などの孤児院や養護施設などで講師をしてきました。これからは日本のために、私が経験したことを大いに生かせるであろう少年院で授業をしたいと自然に思うようになりました。



少年院での授業の様子【写真提供：東北少年院】

Q：活動のやりがいを教えてください。

A：授業中、生徒さん全員の集中力の高さを感じられること、たくさんの笑顔を見られること、そして授業中にメモをとることが一切許されていないにもかかわらず、授業後の感想文には一人一人がそれぞれ授業で感じとったことをこと細かく、深く思いを書き伝えてくれることなどでも、とてもや

りがいを感じます。
　常に生徒さん達の心のスイッチをオンにするお手伝いができたらと思い活動をしていますが、スイッチがオンになったことを感じ取れたときは本当に嬉しくなります。
　これまで９か所の少年院で授業を行いましたが、出院してからSNSを通して連絡をくれる生徒さん達がいて、授業のおかげで自分達の考え方が変わったことや、前向きになったことなどを伝えてくれます。これからも自分達と同じような境遇にいる生徒達のためにずっと授業を続けてほしいと言われることも多く、とても嬉しく思います。

Q：印象に残っているエピソードを教えてください。
A：私はそもそも、彼らにとって赤の他人だったわけですが、施設内で同じ時間を共有したことによって、社会に戻った生徒さん達から連絡があり、実際に会うことがあります。恋の悩みや、お仕事の相談など、ざっくばらんに色々な話ができ、楽しく「今」を頑張って生きていることを知れることはありがたいです。施設内での時間がどれほど有意義だったかも笑顔で語ってくれます。「甲田さんには絶対迷惑かけないから心配しないでね。」とか「たくさん仕事をしてお金を稼ぐから美味しいもの食べに行きましょう。」など、頼もしいなと思います。
　新型コロナウイルス感染症に関しての連日のニュースを聞き、海外で生活している私を心配し、SNSを通じ連絡を下さる生徒さん達もいて、改めて少年院にいた子達は心が温かいな～と感じました。

４　保護司※4

北上地区保護司会　伊藤　恵子さん

Q：保護司になったきっかけを教えてください。
A：昔からPTA活動や子どもの健全育成に資する活動など、地域でのボランティア活動をしていました。保護司にならないかと声を掛けられた当初は、保護司活動がどういうものか知らず、お断りしましたが、何度もお声を掛けていただくうちに、地域の役に立つならと思うようになり、保護司になることを決めました。

Q：保護司のやりがいを教えてください。
A：保護観察対象者の前向きな笑顔が見られた時に、やりがいを感じます。保護観察対象者から、保護観察が終わった後に連絡があり、産まれた子どもの顔を見せに来てくれたこともありました。
　また、保護観察対象者から、誰にも話せなかったことを打ち明けられた時には、話してくれてありがとうと感謝の気持ちが湧くとともに、心と心で向き合うことの大切さを実感します。彼ら・彼女らが更生の道を歩むように願い、関わることが保護司の役目だと思っています。

Q：更生保護サポートセンターにおける取組とその効果について教えてください。
A：北上地区保護司会では、更生保護サポートセンター（注）を拠点に、様々な取組を行っています。一つ目は、保護司候補者検討協議会です。年に１、２回開催している同協議会は、地区交流センター（旧公民館）のセンター長に協力を依頼し、協議員として出席していただいています。最初は、センター長に保護司活動を知っていただくだけでも大変でしたが、２、３年経つと保護


保護司候補者検討協議会の様子【写真提供：北上地区保護司会】

※４　保護司
【施策番号59】参照。

司活動を理解していただくことができ、センター長の人脈から、新任保護司の候補者の発掘、そして委嘱につながっていきました。保護司の候補者を見つけるためには、地域の協力が不可欠です。地域の方々に丁寧に説明をし、保護司活動について理解していただくこと、地道な活動を続けていくことの大切さを実感しました。

二つ目は、保護司をもっと身近に感じてもらえないかという思いで始めた折り紙教室です。更生保護サポートセンターが入居している建物において、年１回、各団体のPRをするお祭りがあり、羽ばたき鶴の折り紙教室を開きました。折り紙を折りながら“社会を明るくする運動”や保護司活動について知ってもらったほか、更生保護サポートセンターという場所があることも広報することができ、非常に有意義であったことから、今は、保護司や更生保護女性会員のほか、時には保護観察対象者やその家族、更生保護について学ぶ大学生等も参加し、約10名で折り紙教室を開催しています。

更生保護サポートセンターが開所してから、他機関との連携も活発になったと実感しています。例えば、社会福祉協議会やハローワーク、ジョブカフェ等の関係機関と定期的に意見交換を行うようになり、互いの制度を理解し、普段の保護司活動で抱えている悩み（保護観察対象者の就労意欲を継続する方法など）等について、相談することができるようになりました。更生保護サポートセンターの設置により、他機関の方々と顔の見える関係が築けているのではないかと思います。

注　施策番号93参照。北上地区保護司会は，2013年（平成25年）に「更生保護サポートセンター北上」を設置した。企画調整保護司５名が駐在し，保護司会の活動拠点となっている。

5　更生保護女性会※5

徳島県更生保護女性連盟　猪尾　壽枝さん

Q：更生保護女性会員になったきっかけを教えてください。

A：約50年前になりますが、小学校のPTA役員をしていた際に「更生保護女性会の活動もしてみない？」と誘われたことがきっかけです。それまでは「更生保護」がどんな活動なのかも知らず、また子育てをしていたので何度かお断りしましたが、地域とつながりを持つことができるかなと思い、入会しました。

Q：更生保護女性会活動のやりがいについて教えてください。

A：徳島県更生保護女性連盟では、徳島刑務所で開催される矯正展に出展しています。その際の刑務所長との会話がきっかけで、約５年前から県内の地区更生保護女性会から古本を集めて１年に１回、毎年３月頃に刑務所に寄贈する活動を行っています。集まる古本は、小説、マンガ、文学全集など様々です。2020年（令和２年）は、徳島刑務所と更生保護施設「徳島自立会」に、集めた古本とともに新型コロナウイルス感染症対策として布製のマスクも一緒にお渡ししました。

寄贈した本を受刑者や更生保護施設入所者の方が読んでいる姿を直接見ることはできませんが、本を読むことを通して、自身の罪を反省し立ち直りのきっかけになれば良いと思っています。私たちが使わなくなった本を寄贈することは、罪を犯した人と直接に接しなくてもできる立ち直り支援の一つであり、そのような形で役立てることは更生保護女性会活動のやりがいの一つだと思います。

また２年に１回程度、「ふれあいフェスタ」を開催しています。このフェスタは、更生保護女性会活動の内容だけではなく、活動を行う私たち自身が楽しんでいることを知ってもらうこと、更には更生保護女性会の活動に興味を持ってもらい一緒に活動する仲間を増やすことも目的としています。フェスタのときに、「こういう活動があるんですね」、「大変な活動なのに、楽しく活動をされているんですね」と声を掛けてもらえると、この活動をやっていて良かったなと思います。

※５　更生保護女性会
【施策番号59】参照。

Q：更生保護施設で実施している食事サービスについて教えてください。

A：徳島県内の地区更生保護女性会の持ち回りで、更生保護施設「徳島自立会」で食事サービスを月に１回行っています。施設入所者に対して事前にアンケートを行ってメニューを決め、当日会員が食材を持ち寄って調理し、地域で採れたフルーツなどと共に提供しています。食事を食べた入所者から「美味しかった」、「ありがとうございました」などと声を掛けてもらえると、とても嬉しく思います。提供する食事や、食事中の何気ない会話を通して、彼らの立ち直りに少しでも貢献できればという思いで、今後もこの活動を続けていきたいと思っています。



更生保護施設での調理の様子【写真提供：徳島県更生保護女性連盟】

６　BBS会※6

東広島地区BBS会　久住　浩慈さん

Q：BBS会員になったきっかけを教えてください。

A：大学の友達が「ボランティア活動をしたい」と言って、説明会を一緒に聞きに行ったことです。そのとき私は既に部活動もしていたのですが、部活動がオフの日に活動しているBBS活動に参加してみることにしました。自分が想像していた活動と実際の活動は違う部分もありました.が、人と交流することに興味を持ち、BBS活動を面白いと思ったので続けることにしました。

Q：BBS活動のやりがいを教えてください。

A：活動を通して、いろんな子どもたちに「お兄さん・お姉さん」として関わることができることだと思います。出会う子どもたちの表情、活気、真剣に遊ぶ姿勢など、活動のたびに新たな気付きがあり、また、自分自身の勉強にもなるため、こうした点で面白さを感じます。

　あるとき、私がレクリエーションの企画、運営をしたことがありました。その過程で、子どもたちが一生懸命夢中になれる活動は何だろうか、と会員同士で意見を出し合いました。そのときは、「新聞紙」でどれだけ高いタワーを作れるか、というレクリエーションを行いましたが、予定していた時間が終わってからも、子どもたちが「こうすればもっと高くなるよ」、「こんな折り方はどうかな？」と試行錯誤する様子を見たときは、心の中がとてもあたたかくなりました。

　活動で関わる子どもたちの人生に、少しでも良い影響を与えることが、BBS活動のやりがいだと考えています。



児童自立支援施設の文化祭における野菜販売の様子【写真提供：東広島地区BBS会】

Q：主な活動について教えてください。

A：主な活動は二つです。一つ目は、毎週１回、児童自立支援施設に学習ボランティアとして赴き、学習支援活動を行っています。同施設では、夏から冬にかけ、サマーレクリエーション、文化祭での野菜販売、クリスマス会などの活動も実施しています。

※6　BBS会
【施策番号59】参照。

2つ目は、児童養護施設における交流活動です。この施設では、宿題の手伝いなどの学習支援や運動場で一緒に走り回ったりして時間を過ごしています。

その他にも、近くの小学校での学童保育のお手伝いや広島少年院での餅つき大会のお手伝いなど、学生BBS会員として関わることができる範囲でお手伝いもしています。

7　協力雇用主※7

茨木地区更生保護協力雇用主会　吉岡　正宏さん（吉岡建設株式会社）

Q：協力雇用主になったきっかけを教えてください。

A：地元で保護司をしている知り合いから相談を受けて、保護観察を受けている人を何人か私の会社で雇用したことがきっかけで協力雇用主になりました。

また、協力雇用主として活動していく中で、仕事を続けることが犯罪や非行をした人の立ち直りに役立つという思いから、賛同してくれる事業主と共に、協力雇用主会を立ち上げました。

Q：協力雇用主のやりがいを教えてください。

A：私が雇用した元保護観察対象者だった人が10年、20年と仕事を続け、大きな仕事を任せられるようになったり、家庭を持つようになったりした姿を見ることが一番心に響きます。

また、協力雇用主会を立ち上げてからは、保護司を始め更生保護関係者との連携が強まり、保護司会のサポートで、茨木市にある浪速少年院の教育活動に参画させていただくようになりました。協力雇用主会に所属する協力雇用主3社が、全院生の前で、働く意義や仕事に必要な資格の話などをします。講座を聴いているときの院生の真剣な表情や、終了後のアンケートに「仕事を頑張り、今までとは違う生き方をしてやり直したい」と書かれた決意を読むと、協力雇用主としてのやりがいを実感します。

Q：力を入れている取組について教えてください。

A：協力雇用主会として、浪速少年院で全院生を対象とした「魅力発見講座　DAIJI（注）」という取組を年間2回から3回実施しています。3社の協力雇用主がスクリーンに映った資料を使い、①働くことの意義、②社会に出てから大切なこと、③どのような業種や仕事があるのか、④仕事に必要な技術や資格といった内容を院生に話します。また、出院を控えた院生に対して、毎月「NEXT講座」と名付けた講座を行っています。これは、協力雇用主が、①面接の受け方や履歴書の書き方、②仕事のルールを守ることの大切さ、③会社内での協調性などについて、対面で話をすることに特徴があります。



少年院での活動の様子
【写真提供：茨木地区更生保護協力雇用主会】

当会としては、茨木市における地域に密着した更生保護の事業に取り組むこととしており、これからも更生保護関係者や矯正施設、地方公共団体の理解と協力を得て活動を展開してまいります。

注　「DAIJI」とは、D：DISCOVER、A：ATTRACTION、I：INTEREST、J：JOB、I：INFORMATIONの頭文字をとったもの。

※7　協力雇用主
【施策番号1、2】参照。

8　更生保護協会※8

沖縄県更生保護協会事務局長　武富　秀世さん

Q：沖縄県更生保護協会の組織概要を教えてください。

A：沖縄県更生保護協会は、1974年（昭和49年）3月に財団法人として発足し、1996年（平成8年）4月に更生保護法人となり、現在に至ります。役員の構成は理事10名、評議員22名、監事2名であり、経済界や更生保護団体、弁護士の方々で構成されています。

Q：活動内容を教えてください。

A：主な活動は三つあります。

一つ目は、生活が不安定な保護観察対象者や更生緊急保護対象者に対して援助や支援を行う一時保護事業です。年間20名から50名程度の者に対して生活費の援助等を行っています。

二つ目は、更生を助けることを目的とする団体に対する助成を行う連絡助成事業です。沖縄県保護司会連合会や各保護区保護司会、沖縄県更生保護女性連盟等の団体及び沖縄県内に2つある更生保護施設に対してそれぞれ助成を行っています。



ワークショップ後の家族相談会の様子
【写真提供：沖縄県更生保護協会】

三つ目は、犯罪予防及び世論啓発に関する活動です。機関紙「更生保護おきなわ」を年3回発行して、沖縄県内の全保護司や関係機関・団体に配布しています。

Q：沖縄県更生保護協会が実施したクラウドファンディングについて教えてください。

A：沖縄県においては飲酒の問題が地域的に大きな課題となっており、犯罪や非行との関連も高いことから、沖縄県更生保護協会はこれに着目して飲酒の問題を軽減するため、お酒の問題で困っている家族等に有用なプログラムとされる「CRAFT（クラフト）」を沖縄で広める事業を連絡助成事業として計画しました。

事業を行うに当たっては、クラウドファンディングを活用してインターネットを介して寄附を集め、沖縄県内外の皆様の御厚意により目標額を上回ることができました。この寄附金を活用し、2020年（令和2年）2月14日、沖縄県浦添市の社会福祉センターにおいて「アルコール依存症者の家族支援」講演・ワークショップ及び家族相談会を実施しました。当日の参加は60名を超え、参加者の方にとって有意義な場となり、更生保護事業に対する理解促進を図ることができました。

クラウドファンディングを活用した事業の成功には、御支援いただいた全国の皆様、那覇保護観察所や独立行政法人福祉医療機構の担当者の方々のサポートが大きな力となりました。

3　更生保護施設による再犯防止活動の促進等

(1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

更生保護施設等を退所するなどして地域で生活している刑務所出所者等の自立更生のためには、これらの者に対する処遇の知見等を有している更生保護施設が、地域社会に定着できるまでの間の継続的な支援を行うことが有効である。そこで、法務省は、更生保護施設に対し更生保護施設退所者等へ

※8　更生保護協会
保護司、協力雇用主、更生保護女性会、BBS、更生保護法人等更生保護に協力する民間人・団体に対して助成、研修会の実施、顕彰等を行い、その活動を支援する団体。全国組織である日本更生保護協会と、各保護観察所に対応する形で都道府県単位の更生保護協会がある。

の生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を委託する取組（「フォローアップ事業」）（資6-94-1参照）を行っており、2019年度（令和元年度）の委託実人員は252人、延べ人員は1,759人であった。

資6-94-1 更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

更生保護施設に対する「通所処遇」の委託
（フォローアップ事業：平成２９年度～）

目的

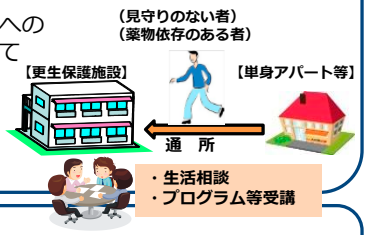
（更生保護施設を退所するなどして）地域に居住している者の自立更生のため，更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした**継続的な支援**を実施するもの。

内容

○ **生活相談支援**
更生保護施設職員の面接等による**生活相談への対応**（自立更生に向けた**助言・支援**）
○ **薬物依存回復支援**
①更生保護施設職員等が実施する**薬物依存回復プログラム**
②更生保護施設職員等が実施する**グループミーティング**（※）
（※）依存性薬物の使用経験がある者が自らの体験を話し合い，依存からの回復を目指す集団処遇

対象

保護観察対象者及び**更生緊急保護対象者**のうち，**支援内容に応じて**，次の者が対象
①生活相談支援
原則として**更生保護施設を退所した者**のうち，更生保護施設への**通所が可能**であり，自立更生に向けた生活上の課題解決に向けて生活相談支援が有用であると認められる者
②薬物依存回復支援
更生保護施設への**通所が可能**であり，依存性**薬物への依存**が認められる者



法制上の位置付け

○ **一時保護事業**（更生保護事業法第２条第３項）
○ 補導援護及び更生緊急保護における「**社会生活に適応させるために必要な生活指導**」（更生保護法第５８条第６号，第８５条第１項）の委託

1

出典：法務省資料による。

(2) 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

更生保護施設については、一時的な居場所の提供を行うだけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能を果たすことが求められるなど、現行の更生保護施設の枠組みが構築された頃と比較して、多様かつ高度な機能が求められるようになり、その活動は難しさを増している。こうした現状を踏まえ、法務省は、今後の更生保護事業の在り方について所要の検討を行うため、2018年度（平成30年度）には、有識者検討会及び実務者等による意見交換会を開催し、2019年度（令和元年度）には、「更生保護事業に関する地方別検討会」を開催した。2019年３月、有識者検討会から、更生保護施設における処遇や支援の充実強化等を内容とする「これからの更生保護事業に関する提言」を得たことを踏まえ、所要の検討を行った（【施策番号27】参照）。

また、更生保護施設を設置・運営する民間事業者の多くはその経営基盤が脆弱であり、これを安定させることが求められていることを踏まえ、法務省では、更生保護施設の安定的な運営基盤の確保を図るため、2019年度に、更生保護施設の支出状況の分析等の実態調査及びその結果を踏まえた運営マニュアルを作成した（【施策番号96】参照）。

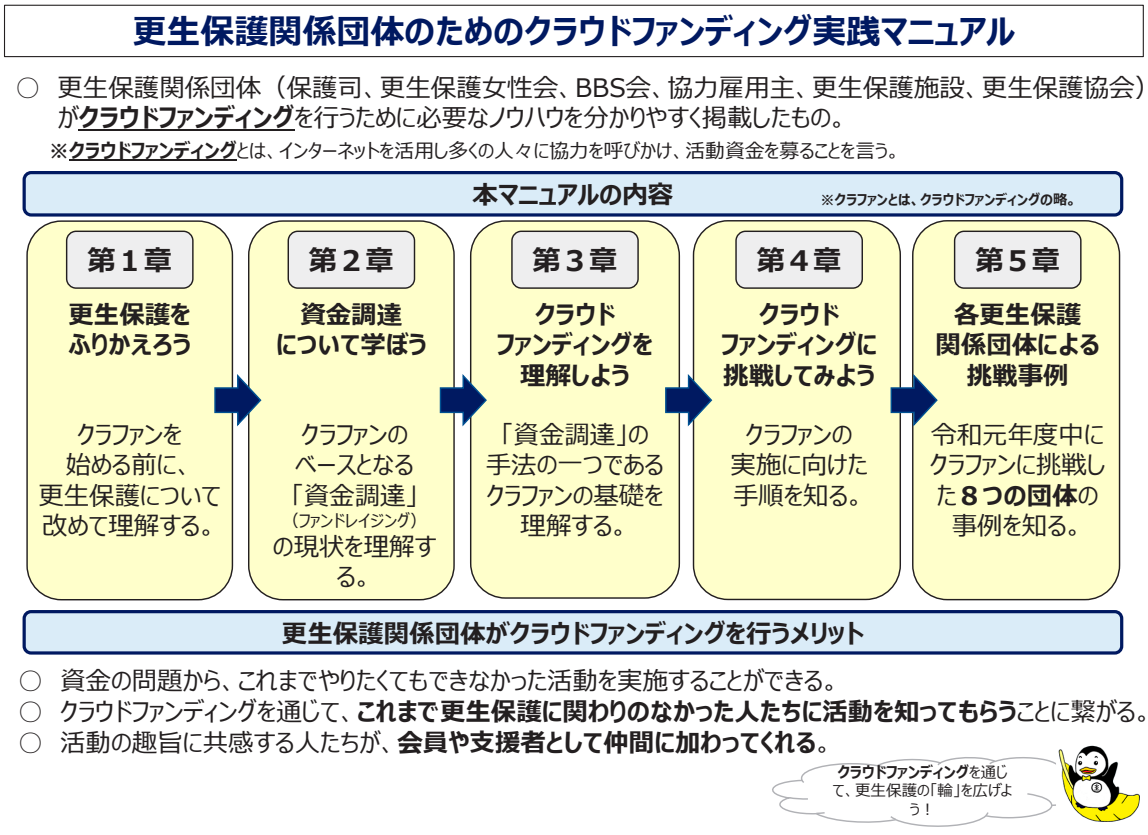
4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

（1）再犯防止活動への民間資金の活用の検討【施策番号96】

法務省は、2019年度（令和元年度）に、専門的知見を有する民間コンサルティング会社に委託して、民間団体等が行う再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式※9の案件組成のための調査研究を行い、その成果として、具体的な事業の案を含む調査研究結果の報告を受け、同報告を公表した※10。

また、更生保護女性会やBBS会を始めとする更生保護関係団体は、保護観察対象者等の立ち直り支援に加え、広く地域社会の安全・安心に資するため、子ども食堂や学習支援セミナーの実施など、犯罪予防や再犯防止に関する活動を行っている。しかし、これらの取組は更生保護関係団体の自己資金や身近な関係者からの寄付を財源としていることが多く、継続が困難である場合も少なくない。そこで、2019年度に、不特定多数の人々からインターネット経由で必要な資金や協力を調達するクラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行い、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用、更には更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図ることを目的とした実践マニュアルを作成した（**資6-96-1**参照）。

資6-96-1　更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアルの概要



出典：法務省資料による。

※9　成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success，PFS）
国又は地方公共団体が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動する方式。同方式の一類型として、PFS事業を受託した民間事業者が、当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行うソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）がある。

※10「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究に係るコンサルティング業務調査等結果報告書」
URL（http://www.moj.go.jp/content/001318667.pdf）

（2）社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】

法務省は、2019年度（令和元年度）に実施した、再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究において、社会的成果（インパクト）※11を含む成果指標やその評価方法についても検討を行い、その調査研究結果の報告を公表した（【施策番号96】参照）。

また、2020年（令和２年）３月、成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議において、再犯防止を含む３分野を重点分野とする「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（**資6-97-1**参照）を決定した。同アクションプランにおいては、再犯防止分野については、事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討を行うこととしており、法務省は、成果連動型民間委託契約方式の一類型であるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の活用について、引き続き検討を進めることとしている。

資6-97-1 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプランの概要

成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）アクションプラン（令和２年度～４年度）の概要

PFSとは	・地方公共団体等が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、 ・その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、 ・地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動するもの
方針	・国内外の取組を参考に分野横断的なガイドラインを作成する。また、重点３分野（医療・健康、介護、再犯防止）については具体的な成果指標の例示等を行う事業実施の手引きを作成するなど、案件形成に向けた情報面での支援等を行う。 ・これにより、重点３分野を中心にＰＦＳの活用事例の蓄積を進めつつ、地方公共団体等のニーズ等を踏まえながら、まちづくりなど重点３分野以外にも横展開を進める。

分野	主な取組事項
共通	➢共通的ガイドラインの作成【成果指標の設定やその評価の方法、支払条件等についての考え方の整理　等】 ➢PFSを活用する地方公共団体等に向けた支援【地方公共団体における導入可能性の検討支援　等】 ➢PFS事業の横展開に向けた理解促進等【PFSポータルサイトを通じた情報提供（https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html）　等】 ➢PFSの補助制度の検討
医療・健康 介護	➢分野別のPFS事業実施のための手引きの作成【PFS事業の実施手順、成果指標、実施体制等の例示　等】 ➢支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備 【地方公共団体が保有するデータの活用方法に関する情報提供　等】 ➢横展開を進めるための支援事業等の実施 ➢PFSの普及啓発【セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供　等】 ➢交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおけるPFS事業の普及促進策の実施 【保険者努力支援交付金においてPFS事業に対する支援を行うほか、保険者機能強化推進交付金において、PFSの活用を評価 】
再犯防止	➢分野別のPFS事業実施のための手引きの作成【PFS事業の実施手順、成果指標、実施体制等の例示　等】 ➢支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備 【成果指標が改善した場合の政策効果について、先進的な事例等をもとに参考となる情報を集約】 ➢事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討 ➢PFSの普及啓発【地方公共団体に対する各種会議等の場における情報提供等の実施　等】
目標	令和４年度末において、重点３分野でのＰＦＳ事業を実施した地方公共団体等の数を100団体以上とする。

出典：内閣府資料による。

※11 社会的成果（インパクト）
事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果。

5 民間協力者との連携の強化

（1）適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、矯正施設では、在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行う篤志面接委員※12や在所者の希望に基づいて宗教上の儀式行事及び教誨を行う教誨師※13、保護観察所では、保護観察官と協働で保護観察及び生活環境の調整を行う保護司等、多くの民間協力者（コラム８参照）の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

矯正施設において、篤志面接委員及び教誨師と連携し、2019年（令和元年）は、篤志面接委員が１万8,492件の面接・指導を、教誨師が１万7,699件の教誨を実施した。

保護観察所において、保護観察及び生活環境の調整を行うに当たり、保護観察官及び保護司の協働態勢を基本とし、保護司に過度な負担がかからないよう、保護観察官は医学、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識をいかし、保護観察の実施計画の策定、保護観察対象者の動機付け、処遇困難な保護観察対象者に対する直接的な指導監督や専門的処遇プログラム等を実施し、保護司は地域事情に通じているといった特色をいかし保護観察対象者と定期的に面接し、生活状況の把握や日常的な指導・助言を行うなど適切な役割分担を行っている。また、保護司の負担を軽減するため、保護観察又は生活環境の調整の実施上特に必要な場合には、複数の保護司で事件を担当する保護司の複数担当制を導入している。2019年度は、保護観察で645件、生活環境の調整で552件の複数担当を実施した。

検察庁において、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止等のための連携体制を強化している。

（2）犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対して、地域の実情に応じ、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報提供を行っている。

保護観察所において、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

また、BBS会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼するときも、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報が適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

（3）犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省及び検察庁は、民間協力者を対象に実施する研修等（【施策番号114】参照）において、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供している。

矯正施設職員は、全国篤志面接委員連盟や全国教誨師連盟が主催する研修会等で講話等を行い、矯正施設在所者の処遇に関する知見等を提供している。また、教育委員会等からの依頼に基づき、学校教員等に対して、少年院職員による児童・生徒の行動理解及び指導方法に関する内容の講演、研修講義等を実施している。

※12 篤志面接委員
矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、2019年12月現在の篤志面接委員数は1,452人である。

※13 教誨師
矯正施設在所者の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、2019年12月現在の教誨師数は1,953人である。

少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、地域における関係機関・団体からの依頼に応じて、臨床心理学等の専門的な知識を有する職員を学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会等に派遣し、非行や子育てについての講話や、青少年に対する教育・指導方法についての助言を行っている。主な内容としては、「最近の少年非行の特徴」、「思春期の子どもの心理と接し方」、「非行防止のための家庭の役割」等で、2019年（令和元年）は1,512件の講演・研修会を実施した。

更生保護官署職員は、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員等の更生保護ボランティアを対象とする研修において、犯罪をした者等の支援に関する知見を提供し、民間協力者による効果的な支援が行われるよう働き掛けている。2019年度においては、2018年度（平成30年度）に引き続き刑の一部の執行を猶予された薬物依存を有する保護観察対象者が増加傾向にあるため、保護司に対する研修等の機会を通じて、薬物依存を有する保護観察対象者等の処遇に関する知見等を提供した。

さらに、経験豊かな保護観察官等が講師となって、比較的経験年数の少ない更生保護施設の職員を対象に、犯罪をした者等の処遇に関する基礎的知識の習得等を目的とした研修を実施している。加えて、更生保護施設の新任施設長を対象に、業務の管理、入所者の自立に向けた処遇の企画、職員の統括及び地域社会との調整に必要な知識等を得ること等を目的とした研修をそれぞれ実施している。犯罪をした者等の就労支援を行っている就労支援事業者機構（【施策番号７】参照）が行う協議会の参加者や社会福祉法人等の民間協力者に対しては、更生保護官署職員や検察庁職員が、最近の施策や就労支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなどし、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供・共有している。

なお、法務総合研究所は、毎年の犯罪白書において、再犯・再非行の概況を基礎的データとして示すとともに、2017年（平成29年）版犯罪白書においては、「更生を支援する地域のネットワーク」を特集し、再犯防止に向け、官民一体となった地域のネットワークを構築するための基礎資料を提供した。また、同白書全文を法務省ウェブサイト（http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/mokuji.html）で公開し、広く知見等の共有を図った。

Column 9

トップアスリートたちが少年院に訪問！ ～HEROs更生支援プロジェクト～

日本財団 HEROsプロジェクト
経営企画広報部　部長　長谷川　隆治

2019年（令和元年）9月、ボクシングWBAミドル級チャンピオンでロンドンオリンピック金メダリストの村田諒太選手が千葉県にある八街少年院を訪問し、世界王者になるまでの自身の経験について、挫折経験等を交えながら講演した。

「ボクシングは負けてもリ・マッチに勝てばひっくり返せる。人生も長く続いていく。自分次第でいくらでもリ・マッチはできる。みんなも人生のリ・マッチに勝ってほしい。」講演の中で、村田選手は自身の経験から、院生たちの再チャレンジを鼓舞した。

アスリートによる少年院の訪問は、日本財団によるプロジェクト「HEROs ～Sportsmanship for the future～（以下HEROs）」の一環として進められている。日本財団はモーターボートレースの収益金の一部や、多くの方からの寄付を原資に様々な社会問題の改善に取り組んでいるが、HEROsはアスリートが社会貢献活動を行うことで、スポーツでつながる多くのファンの関心や行動を生み出し、社会課題解決の輪を広げていくために2017年（平成29年）から始まったプロジェクトである。

日本財団と法務省とは2013年（平成25年）から再犯防止を目的とした「職親プロジェクト」で協働してきたが、「少年院生の再非行を防ぐため、アスリートの力を貸してもらいたい」という法務省矯正局の依頼に、HEROsのアンバサダーを務める村田諒太選手が応じる形で、2018年（平成30年）に多摩少年院で講演したことがきっかけとなり活動がスタートした。

村田選手は継続的な活動を約束し、先の八街少年院の訪問を行った。それだけにとどまらず、村田選手はHEROsでつながる他のアスリートたちにも協力を呼びかけ、元ハンドボール日本代表キャプテンの東俊介さんは出身地である石川県の湖南学院を2019年10月に訪問、そしてプロサーファーのアンジェラ・磨紀・バーノンさんも同年8月と同年10月の2回にわたり群馬県の榛名女子学園を訪問するなど、活動の広がりを見せている。東さんは院生と夢を語り合い、アンジェラさんは院生と一緒にヨガを行うなど、アスリートごとに個性を生かした関わりを通じて、院生たちの立ち直りを応援した。

トップアスリートたちはスポーツに夢中になり、努力を重ねた経験を持っている。成績が伸び悩んだり、敗北を経験したり、大きな怪我をしたりといった挫折を乗り越えてきている。その上、選手生命は短く、若いうちに引退と向き合い、次なる人生に挑戦していく。こうした特別な経験を持つアスリートの力が発揮されるのは、競技場の中だけではない。いまやアスリートたちはスタジアムやアリーナを飛び出して、社会の中でその力を発揮し始めている。

我が国では社会貢献は特別な人がやること、といったイメージがまだまだ強いが、社会課題が山積する中、一人一人ができることで助け合う必要があることは言うまでもない。日本財団HEROsはアスリートたちの経験やアイデアを生かした、新しい、楽しい社会貢献活動を実践していくことで、ファンやメディアを巻き込んで、社会課題への関心や行動を広げていくことを目指している。

始まったばかりの少年院訪問だが、アスリートたちのモチベーションは非常に高い。今後も法務省の御協力を得ながら、少年院の若者たちの再チャレンジに役立てるよう継続していきたい。



少年と村田選手がボクシングで交流【写真提供：日本財団】



村田選手による講話【写真提供：日本財団】

第2節　広報・啓発活動の推進等

1　再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

(1) 啓発事業等の実施【施策番号101】

法務省は、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間である７月を中心に、積極的な広報・啓発活動を展開している。2019年度（令和元年度）は、そのメインイベントとして、「依存の問題を抱える犯罪をした者等への支援の在り方」をテーマに、中央（東京都内）で再犯防止シンポジウムを開催し、依存症からの回復を支える上での課題等について、依存症当事者を支える活動を行っている保健医療・福祉関係の専門家等によるパネルディスカッション等を行った（**写真6-101-1**参照）。また、全国８ブロックにおいても、同テーマで、それぞれの地域の課題等を踏まえたシンポジウムを開催し、中央での開催分も含め、合計で約4,800人の参加を得た。

また、法務省は、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を主唱している。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である。2014年（平成26年）12月に犯罪対策閣僚会議において決定した「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、全ての省庁を本運動の中央推進委員会の構成員にするとともに、2015年（平成27年）からは、毎年、国民の理解を求める内閣総理大臣メッセージを発出する等、政府全体の取組としてその重要性が高まっている。再犯防止啓発月間である７月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。

写真6-101-1　令和元年度再犯防止シンポジウムの様子



写真提供：法務省

資6-101-1　第69回“社会を明るくする運動”ポスター



出典：法務省資料による。

2019年に実施した第69回“社会を明るくする運動”では、全国で７万3,880回の行事が実施され、延べ296万9,544人が参加した。同運動では、地域の実情に応じて、特色ある広報・啓発活動が行われ、若年層を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で親しみの持てるような広報を展開するため、更生保護マスコットキャラクターである「ホゴちゃん」の活用、吉本興業株式会社と連携した広報・啓発活動、ソーシャルネットワーキングサービス等の多様な媒体を用いた広報等が行われた（**資6-101-1**参照）。

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、人権啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

なお、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等で、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

検察庁において、学生や一般の方々を対象に実施する広報活動等において、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなど、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進している。

Column 10

歴史ある“社会を明るくする運動”・・・これからも地域社会とともに・・・



法務省前を出発する“社会を明るくする運動”パスパレードの様子（昭和32年7月31日）【写真提供：法務省】

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の起源は、戦後間もない1949年（昭和24年）にまで遡ります。本運動は、戦後の荒廃した社会の中で犯罪や非行の増加を憂いた東京・銀座の商店街有志が、同年7月1日に施行された犯罪者予防更生法（更生保護制度の当時の基本的な法律）の理念に賛同し、自発的に同月13日から1週間にわたって「犯罪者予防更生法実施記念フェアー（銀座フェアー）」を実施したことが始まりと言われています。翌1950年（昭和25年）には、犯罪者予防更生法施行1周年記念として、「矯正保護キャンペーン」が同年7月1日から10日間全国的に実施されました。犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの立ち直り支援には、一般市民の理解と協力が不可欠であるとして、法務府（現法務省）は、1951年（昭和26年）にこれらの活動を「社会を明るくする運動」と名付け、全国に広めることとしました。

その後、1954年（昭和29年）からは1951年（昭和26年）の運動を第1回目として回数を表示するようになり、1963年（昭和38年）からは重点目標を設定（2019年（平成31年）まで）、1971年（昭和46年）からは「ひまわり」を本運動のシンボルマークとし、さらに、1993年（平成5年）からは小中学生を対象とした作文コンテストを実施するなど、時代の移り変わりに応じて広報活動の手法を変えながら現在に至るまで展開されてきました。本運動は、まさに戦後の日本の歩みとともに歴史を重ねてきたと言えます。

この10年を振り返ると、2010年（平成22年）の第60回運動から、本運動の趣旨をより分かりやすくするため、副題「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を設定するとともに、音楽家である谷村新司さんに本運動の「フラッグアーティスト」に就任していただき、現在に至るまで本運動の推進に御協力をいただいています（谷村新司さんの活動については、令和元年版本白書のコラム9（P124）を御参照ください。）。

また、地域においては、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現を目指し、その実情に応じて、住民集会、非行防止教室、親子の触れ合いを目的としたワークショップの開催など、地域の方々が参加できる様々な活動が展開されています。

このような歴史を積み重ねて本運動は、2020年（令和2年）、第70回の節目を迎えました。2019年（令和元年）に開催された更生保護制度施行70周年記念全国大会において「広がり、つながる更生保護」が理念とされた趣旨を踏まえ、今回の運動からは、より広く国民の皆様に参加していただけるよう、実施要綱において、「この運動が目指すこと」及び「この運動において力を入れて取り組むこと」を明らかにしました。どなたにも主体となって関わっていただくことができるよう、一人一人にとって、身近なことからどのような関わりの方法があるのか、より分かりやすい表現で示しています。

今回の運動は、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、SNSやマスメディア等を積極的に活用するなどし、「広がり、つながる未来の輪」をキャッチコピーに、全国各地で展開されています。SNS等による情報の発信、閲覧、拡散によって、立ち直ろうとする人、立ち直りを支える人、そして地域の人とのつながりを深める、新たな運動の形を目指していきます。法務省は、犯罪や非行のない安全安心で誰もが住みやすい地域社会を築き、それを次世代にもつなげていくため、引き続き、時代の変化に合わせて本運動を一層推進してまいります。皆様におかれましても、犯罪や非行をした人たちへの立ち直り支援について、今できることから始めてみませんか。

法務省保護局公式 Instagram	法務省保護局公式 Twitter	法務省 ホームページ

(2) 法教育の充実【施策番号102】

法務省は、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進している。法教育の実践は自他の権利・自由の相互尊重のルールである法の意義やこれを守る重要性を理解させ、規範意識をかん養することを通じて再犯防止に寄与するものである。

法教育の普及・啓発に向けた取組としては、学習指導要領を踏まえた、学校教育における法教育の実践の在り方や教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等について多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を開催している（2019年度（令和元年度）は18回開催。教材作成部会を含む。）。

また、法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成している。2017年度（平成29年度）には小学生向け法教育視聴覚教材を、2018年度（平成30年度）には中学生向け法教育視聴覚教材及び高校生向け法教育教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布したほか、これらの教材の利用促進を図るため、教材を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開している。

このほか、法教育の担い手である教員が法教育の具体的な実践方法を習得することを通じて法教育の推進を図るため、2019年度には、教員向け法教育セミナーを実施した。

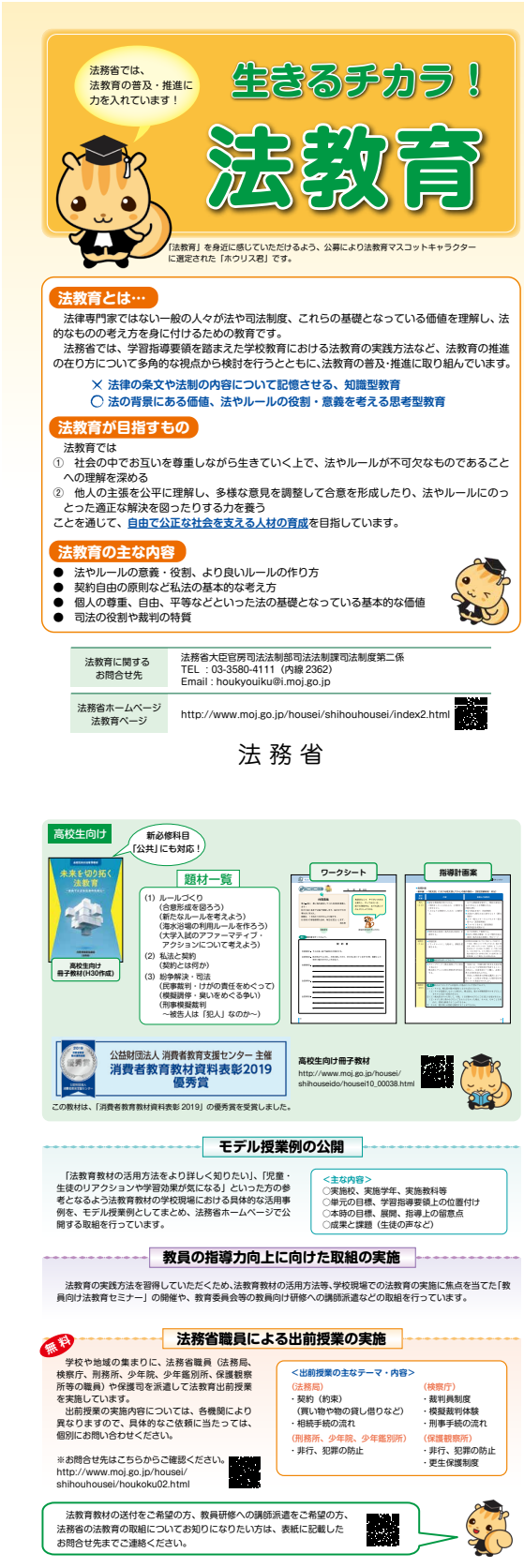
さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレット（**資6-102-1** 参照）を作成し、全国の教育委員会等に配布しているほか、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童・生徒や、一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施している。

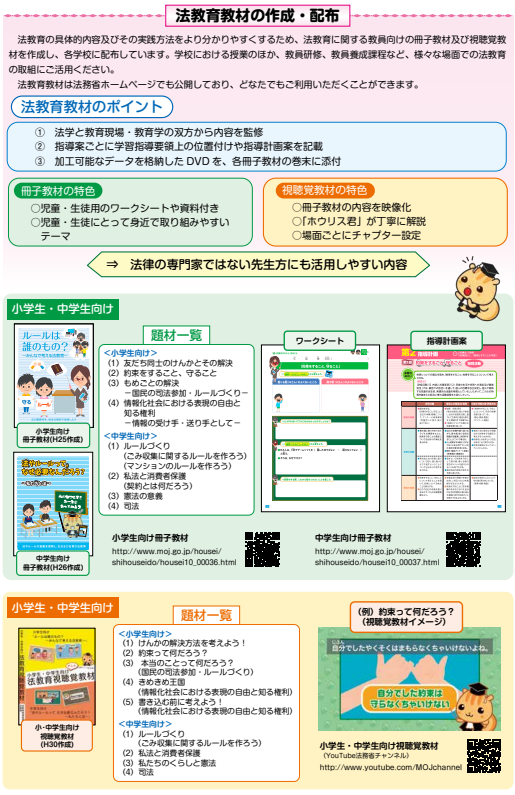
具体的には、少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、教員研修において少年院・少年鑑別所に関する内容を始めとする少年保護手続等について講義を行うほか、参観の機会等を利用して少年鑑別所の業務等について説明を行うなどの法教育を行っている。主な内容としては、「少年保護手続の仕組み」、「特定の非行・犯罪の防止（薬物・窃盗・暴力等）」、「生活態度・友達づきあい」、「児童・生徒の行動理解及び指導方法」等であり、2019年度には、約930回、延べ約５万8,000人に対して法教育を実施した。

保護観察所において、学校との連携を進める中で又は広報の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴いて、更生保護制度等に関する説明を行うなどの法教育を実施しており、2019年度中には、約200回、延べ約１万7,000人に対して法教育を実施した。

検察庁において、学生や一般の方々に対し、刑事司法制度等に関する講義や説明等を実施するなどし、法教育を推進している。

資6-102-1 法教育に関するリーフレット





モデル授業例の公開

「法教育教材の活用方法をより詳しく知りたい」、「児童・生徒のリアクションや学習効果が気になる」といった方の参考となるよう法教育教材の学校現場における具体的な活用事例を、モデル授業例としてまとめ、法務省ホームページで公開する取組を行っています。

<主な内容>
○実施校、実施学年、実施教科等
○単元の目標、学習指導要領上の位置付け
○本時の目標、展開、指導上の留意点
○成果と課題（生徒の声など）

教員の指導力向上に向けた取組の実施

法教育の実践方法を習得していただくため、法教育教材の活用方法等、学校現場での法教育の実施に焦点を当てた「教員向け法教育セミナー」の開催や、教育委員会等の教員向け研修への講師派遣などの取組を行っています。

法務省職員による出前授業の実施

無料

学校や地域の集まりに、法務省職員（法務局、検察庁、刑務所、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の職員）や保護司を派遣して法教育出前授業を実施しています。
出前授業の実施内容については、各機関により異なりますので、具体的なご依頼に当たっては、個別にお問い合わせください。
※お問合せ先はこちらからご確認ください。
http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/houkoku02.html

<出前授業の主なテーマ・内容>
（法務局）
・契約（約束）
（買い物や物の貸し借りなど）
・相続手続の流れ
（刑務所、少年院、少年鑑別所）
・非行、犯罪の防止
（検察庁）
・裁判員制度
・模擬裁判体験
・刑事手続の流れ
（保護観察所）
・非行、犯罪の防止
・更生保護制度

法教育教材の送付をご希望の方、教員研修への講師派遣をご希望の方、法務省の法教育の取組についてお知りになりたい方は、表紙に記載したお問合せ先までご連絡ください。



出典：法務省資料による。

2 民間協力者に対する表彰【施策番号103】

内閣官房及び法務省は、2018年度（平成30年度）から、内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」（**写真6-103-1**参照）において、地域社会における防犯活動に加え、再犯の防止等に関する活動の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体についても表彰の対象とすることとし、2019年度（令和元年度）には、法務省を含む関係省庁や地方公共団体から推薦を得て、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった合計８の個人及び団体を表彰した。

写真6-103-1 令和元年安全安心なまちづくり関係功労者表彰式の様子



写真提供：法務省